工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化するなか,特定の資材の価格が短期間に高騰し,積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから,当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更する場合の運用基準をもうけました。

1 対象丁事

本運用の対象となる工事は,次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 平成24年8月20日以降に公告又は指名通知する工事であること。

2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更するものは,資材単価・労 務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

3 基準日

基準日は当初契約締結日(議決案件については本契約締結日)とする。

4 適用単価の変更

- (1) 発注者は,基準日において,設計単価を所管する課(農村振興課・森林整備課又は事業管理課,営繕課をいう。)が通知(設定)している最新の設計単価資料(「農業農村整備事業労務資材単価表」,「森林土木事業独自資材・製品単価及び樹木単価」又は「土木部労務資材単価表」,「営繕工事積算基準(建築)」,「営繕工事積算基準(電気)」,「営繕工事積算基準(機械)」をいう。)の設計単価及び一般刊行されている積算関連資料((一財)建設物価調査会「建設物価」,(一財)経済調査会「積算資料」)の設計単価に変更するものとする。
- (2) 工事毎に見積り及び特別調査等(以下「資材見積等」という。)により設定している設計単価については,有効期限を確認し,有効期限を経過している場合は,基準日時点で有効な設計単価に変更するものとする。
- (3) 設計単価の変更に伴う契約変更(第1回)は,原則として単価適用年月の変更の みとし,契約数量・契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。

5 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更した場合においても,工事請負契約書第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」),同条第5項(いわゆる「単品スライド」),同条第6項(いわいる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

6 適用除外工事

その他発注者が適用除外と認めた工事。

7 留意事項

設計単価資料については,市場の動向に応じ毎月改定していることから,単価適用年月を変更して設計単価を変更した場合,契約変更(第1回)後の請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

8 その他

- (1) 対象工事は特記仕様書に明示すること。
- (2) この運用基準に基づく変更契約は,当初契約締結(議決案件を除く)後に遅滞なく行うものとする。ただし,議決を要する変更については,議決前に設計変更協議書を取り交わすこととし,議決後に遅滞なく変更契約するものとする。
- (3) 疑義が生じた場合は,各部設計・積算担当課と必要に応じ相談等を行い,円滑な執行に努めることとする。

附則

この運用は,平成24年8月20日から施行する。